

## 「北おおさか信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「北おおさか信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
  - ①普通預金規定
  - ②総合口座取引規定
  - ③無利息型普通預金規定

### 2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『北おおさか信用金庫アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『北おおさか信用金庫アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『北おおさか信用金庫アプリ』によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『北おおさか信用金庫アプリ』により切替えることができるものとします。

- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『北おおさか信用金庫アプリ』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『北おおさか信用金庫アプリ』で確認ができます。

#### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を『北おおさか信用金庫アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳しません。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

#### 7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『北おおさか信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

#### 8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび『北おおさか信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。  
キャッシュカードのご提示等がない場合、『北おおさか信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示およびお届印が必要となります。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求める場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

#### 9. (『北おおさか信用金庫アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『北おおさか信用金庫アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『北おおさか信用金庫アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
- (2) 『北おおさか信用金庫アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
- (3) 『北おおさか信用金庫アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (4) 『北おおさか信用金庫アプリ』における定期預金の預入れ・解約の取引実行後に、取消や変更はできないものとします。

#### 1 0. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび『北おおさか信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示、お届け印が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『北おおさか信用金庫アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

#### 1 1. (特約の変更)

- (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本特約の変更をすることにより、変更後の本特約の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
  - ① 本特約の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
  - ② 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の特約により本特約の変更をすることがある旨の定めのある無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当金庫は、前項の特約による本特約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本特約を変更する旨及び変更後の本特約の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。
- (3) 第1項の規定による本特約の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。

以 上  
北おおさか信用金庫  
(2023年1月19日改定)